

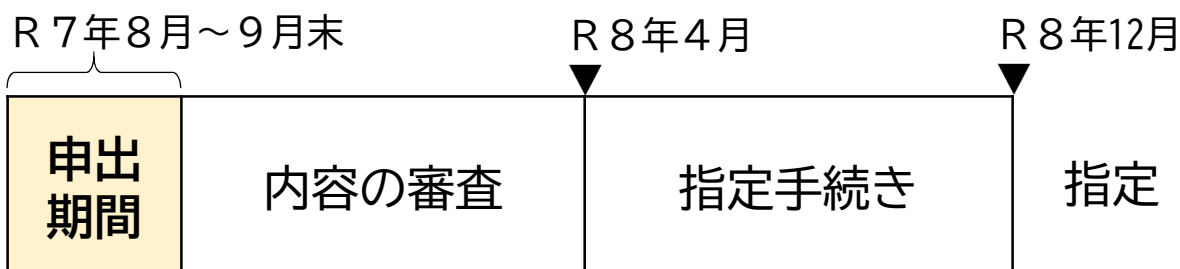
市街化区域内の農地を
所有している方へ

【予告】生産緑地地区の 追加指定を行います

1 申出期間（予定）

- ・ 申出期間は令和7年8月から9月末までです。
- ・ 申出方法や指定条件等は、令和7年7月頃にご案内します。

<指定に関するスケジュール（予定）>



2 生産緑地地区とは

- ・ 市街化区域内の農地における緑地機能を活かし、良好な都市環境の形成を図ることを目的に指定するものです。

3 生産緑地地区に指定されると

- ・ 農地として30年管理しなければなりません。
（主たる耕作者の死亡や故障による解除はできます）
- ・ 固定資産税が軽減されます。
- ・ 相続税の納税猶予が受けられるようになります。



【問い合わせ先】

岡崎市 都市政策部 都市計画課 企画調査係
電話 0564-23-6260 FAX 0564-23-6514
e-mail toshihei@city.okazaki.lg.jp